

【アメリカ】2018年女性起業経済力強化法

2019年1月9日に、2018年女性の起業と経済力強化法(Women's Entrepreneurship and Economic Empowerment Act of 2018, P.L.115-428)が成立した。全6条から成る同法は、途上国における包括的な経済発展のために、女性の起業と経済力強化を目指すものである。合衆国国際開発庁(USAID)の途上国の女性を対象とした援助戦略やプロジェクトについては、性別による役割や障壁などの性差の分析に基づき策定することとされた。途上国での起業について、従来からの零細企業に加え、中小企業に対しても支援プログラムが可能とされた。また、信用保証についても、対象が拡大された。USAIDは、年次報告書の報告項目について、性別及び収入階層別に示さなくてはならないとされた。会計検査院(GAO)は、連邦議会に対し、このような開発援助の女性等への効果の評価について報告しなければならないとされた。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

・ <https://www.congress.gov/115/bills/s3247/BILLS-115s3247enr.pdf>**【アメリカ】火山活動早期警戒及び監視システムの構築**

2019年3月12日に、アメリカの国土保全、管理及び改造に関する包括的な法律(John D. Dingell, Jr. Conservation, Management, and Recreation Act, P.L.116-9)の第5001条として、国家火山活動早期警戒及び監視システム(National Volcano Early Warning and Monitoring System)の構築が規定された。同システムは、①1日24時間・週7日稼働可能な国家火山監視室、②国家火山データセンター、③火山調査研究への外部助成プログラムの3つの要素により構成され、構築はアメリカ地質研究所(USGS)が担う。USGSを監督する内務省長官は、同システム構築のため、学術機関及び国の機関と協力協定を締結した上、それらの機関の中から、火山観測協力者を指名することができる。内務省長官は同法施行後180日以内に、同システムの5か年の構築・運用計画を連邦議会に提出しなければならない。また、同システムの構築予算として、USGSに対して2019～2023会計年度の5年間に5500万ドル(約61億円)が授権された。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.congress.gov/116/bills/s47/BILLS-116s47enr.pdf>

【アメリカ】 ニューヨーク州の学校のための義務的予防接種規定改正

米国では、義務的予防接種規定の制定を含む公衆衛生に関する権限は、州が有する。他方、連邦が有する権限は、州際通商に係るものに限られ、そこには、連邦食品医薬品局（FDA）によるワクチンの認可のほか、保健福祉省（HHS）に属する米国疾病管理センター予防接種実施諮問委員会（Advisory Committee on Immunization Practices／Centers for Disease Control : ACIP/CDC）による予防接種勧告スケジュールの作成も含まれる。

米国の全ての州（及びコロンビア特別区）は、私立、公立等を問わず、学校（託児所、未就学児園、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等）に入ろうとする者（又はその親）に対し、州が義務付ける予防接種の実施証明書の提出を求める。義務付ける予防接種の種類は、ACIP/CDC のスケジュールを参考に州法が定めるが、その定めは州により異なる。多くの州は、予防接種の実施証明書の提出義務に対して、医療上、宗教上又は信条上の適用除外を認める。

2013-14 年のニューヨーク州のデータによれば、少なくとも 285 校が予防接種実施率 85%を下回り、うち 170 校が 70%を下回っていた。これは、集団免疫を維持するために望ましいとされる 95%の実施率をはるかに下回る。そのため、同州議会には、2015-16 年議会期以降、学校の義務的予防接種規定を改正する法案が提出されてきたが、最近の全米的な麻疹の流行（2019 年 1 月 1 日から 6 月 13 日までの間に、28 州で 1,044 人）も後押しとなり、2019 年 6 月 13 日に成立・施行された（chapter 35 of the Laws of 2019）。

主な改正点は、次のとおりである。(i) 高校以前の学校の義務的予防接種に対する宗教上の理由による適用除外を認める規定を削除する。もともとニューヨーク州は、信条による適用除外を認めず、医療上及び宗教上の適用除外の 2 つを認めていたが、今回の改正により、医療上の適用除外のみが残された。なお、大学等の教育機関に入ろうとする者についての義務的予防接種規定は、今回の改正の対象とされないことから、引き続き医療上及び宗教上の適用除外が認められる。(ii) 教師等、学校に責任を有する者は、ポリオ、流行性耳下腺炎、麻疹、ジフテリア、風疹、水痘、B 型肝炎、百日咳及び破傷風並びに適用可能な場合には、Hib、髄膜炎菌及び肺炎球菌の予防接種について、児童の親が予防接種の実施証明書を提出しないかぎり、14 日を超える児童の登校を許さない。ただし、児童が別の州又は外国から転入する場合で、必要な証明又は他の予防接種の証拠を入手するための誠実な取組を示すときは、14 日の期間は、30 日を超えない期間に延長される。今回の改正は、この 30 日を超えない期間への延長を、①児童が一連の予防接種の少なくとも最初の 1 回を実施すること及び②0 歳から 18 歳までの者のための ACIP/CDC のスケジュールに従い、一連の予防接種を完了するために年齢に適合した予約を行うことを、児童の親が明示する場合にも認める。この改正により加えられた期間の延長が認められる場合は、2020 年 6 月 30 日までの時限規定とする。 海外立法情報課・中川 かおり

・ https://nyassembly.gov/leg/?default_fld=&leg_video=&bn=A02371&term=2019&Summary=Y&Actions=Y&Committee%26nbspVotes=Y&Floor%26nbspVotes=Y&Memo=Y&Text=Y#jump_to_Summary

【EU】対内直接投資審査規則の制定

2019年3月21日、「対内直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）審査規則」（Regulation (EU) 2019/452）が公布された。同規則は、全17か条と附則から成り、2020年10月11日に施行される。同規則は、EUとして初めて、安全保障や公的秩序の視点から、EU域外の第三国から加盟国へ行われるFDIの審査と、加盟国間及び加盟国と欧州委員会との情報共有等に関する枠組みを規定するものである。ただし、同規則にのっとり審査制度の構築は加盟国の義務ではなく、審査制度を導入するか否かは、各加盟国が決定する。

加盟国が同規則にのっとり審査制度を導入する場合、その制度は、透明性が確保されなければならない。投資元の第三国によって差別があってはならない。また、審査を行う場合は、他の加盟国及び欧州委員会への通知が義務付けられる。ある加盟国へのFDIが、審査対象であるか否かを問わず、自国の安全保障又は公的秩序上に影響を与える可能性があると考え他の加盟国は、審査を行う加盟国に所見を提出することができる。影響を受ける加盟国が2か国以上の場合、欧州委員会が意見を提出することができる。安全保障又は公的秩序上の影響があるか否かを判断する要素として、重要なインフラや技術、食品安全、個人データ、報道の自由等に及ぼす影響、投資家が第三国政府の管理下にあるか等が考慮される。審査を行う加盟国は、他の加盟国や欧州委員会の意見を十分に考慮することが求められるが、最終的な審査結果は、審査を行う加盟国が決定する。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R0452&qid=1557278767616>

【EU】農産物等の取引における不公正な慣行を禁止する指令の制定

2019年4月25日、「農産物及び食品供給における企業間の不公正な取引慣行に関する指令」（Directive (EU) 2019/633）が公布された。指令は、全15か条から成り、農産物及び食品の流通において、一定規模以下の売手を保護するため、買手による不公正な取引慣行を禁止し、EUとして、加盟国が定めるべき最低限の規定を初めて設ける。

指令の対象となる「農産物及び食品」は、欧州運営条約の附則1に掲載されている食品（農業のほか、漁業、畜産業等によるものも含む）及びこれらの食品を加工したものである。指令は、売手又は買手の少なくとも一方がEU域内に位置している場合に、年間売上高が一定額以下の売手が、年間売上高が一定額を超える買手と取引をするとき（例えば、年間売上高200万ユーロ（1ユーロは約123円）以下の売手と、年間売上高200万ユーロを超える買手の取引）に適用される。

適用対象となる取引において、買手には、売手への代金支払の遅延、直前の注文キャンセル、一方的な契約変更等の行為が禁止される。また、当事者間に明確な事前の合意がある場合を除き、買手には、売れ残り商品の返品、販売促進や広告のための費用の売手への請求等の行為が禁止される。加盟国は、これらの規定を実施するため、売手からの苦情を受け付け、実効性確保のため、加盟国の法令にのっとり罰金を科す等の権限を有する国内機関を指定しなければならない。加盟国は、2021年5月1日までに、指令の規定を国内法化する必要がある。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32019L0633>

【ドイツ】27歳未満の者のボランティア役務におけるパートタイム活動の可能性

社会福祉施設等におけるボランティア活動に対し、様々な公的助成を行うボランティア役務制度が、連邦ボランティア役務法（BGBl. I 2011 S. 687）と青少年ボランティア役務法（BGBl. I 2008 S. 842）によって規定されている（本誌 253 号（2012 年 9 月） pp.86-109 参照）。いずれの制度も、これまで 27 歳未満の者に対しては、フルタイム労働と同じ長さの活動時間を求めているが、週 20 時間以上のパートタイムでボランティア役務ができるよう、これら 2 法を改正する法律（BGBl. I S. 644）が、2019 年 5 月 11 日に施行された。この立法により、自分の子や家族の世話、重度障害その他の正当な理由があり、かつ、ボランティアを行う施設等、事業者及び本人の同意がある場合には、短時間のボランティア役務を行うことが可能になった。ただし、これは短時間での役務従事を請求する権利ではない。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2429/242998.html>

【ロシア】クリル諸島における経済特区の拡大

政府令第 590 号「2017 年 8 月 23 日付けロシア政府令 992 号の改正について」が 2019 年 5 月 14 日に制定された。この政府令は、2017 年 8 月 23 日に制定された政府令第 992 号「優先的社会経済発展地域『クリル』の創設について」を改正するものである。この改正により、優先的社会経済発展地域『クリル』（以下「特区」）の領域が拡大された。新たに特区に入った地域の中には、クリル諸島の北東部の幌筵（パラムシル）島のほか、日本が領有権を主張している色丹島が含まれている。特区では、進出企業が減税措置を受けたり、行政手続が簡略化されるなどの恩恵を得られる。今回の領域拡大に合わせ、特区内では観光施設複合体の建設を始めとした 4 つの新プロジェクトが計画されている。これらの計画により、色丹島と幌筵島に、合わせて 6.6 億ルーブル（約 11 億円）以上の投資と 240 人の雇用が創出される見込みである。また、10 年間で 8 億ルーブル（約 13 億円）以上の税収増加が期待されている。

海外立法情報課・古澤 卓也

・ <http://government.ru/docs/36691/>

【韓国】国会に対する請願制度の拡充—国会電子請願システムの導入—

全ての国民は、法律の定めるところにより、国家機関に文書で請願する権利を有しており（大韓民国憲法第 26 条）、国会への請願も制度化されている（国会法第 123 条～第 126 条）。これまで、国会への請願は、国会議員の紹介による方法しか規定されていなかったが、2019 年 4 月 16 日、国会に対する請願制度の拡充を図ることを目的として国会法が改正された（同年 12 月 1 日施行）。従来国会議員の紹介による方法のほか、国会規則で定める一定の期間に、国会規則で定める一定数以上の国民の同意を得た場合も、国会への請願が可能となった（同法第 123 条）。また、請願制度の拡充に合わせ、国会には、請願の提出、受付、管理等の関連業務を効率的に処理するための電子請願システムを構築し運営することが義務付けられる（同法第 123 条の 2）。ただし、これまでと同様に、①裁判に干渉する内容、②国家機関を冒とくする内容、③国家機密に関する内容は、請願として受け付けない。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H1Z9V0C4M0Q3S1X6V5Z8E4P8O5N5V3

【韓国】事実婚の夫婦を不妊治療の支援対象に加えるための法改正

2019年4月23日、「母子保健法」が改正され、事実婚の夫婦を不妊治療の支援対象に加えるための法改正が行われた（同年10月24日施行）。同法ではこれまで、不妊（韓国語表記では「難妊」）を、「夫婦が避妊をしない状態で夫婦間の正常な性生活を行っているにもかかわらず、1年を過ぎても妊娠しない状態」（第2条第11号）と定義していたが、同法を所管する保健福祉部（部は日本の省に相当）は、上述の定義の中の夫婦には、事実婚の夫婦は含まれないとして、同法の規定による「不妊克服支援事業」（第11条）の対象から除外していた。今回の法改正により、同法における不妊の定義のうち、「夫婦」の部分が、「夫婦（事実上の婚姻関係にある場合を含む。）」に変更された。これにより、事実婚の夫婦も不妊克服支援事業の対象となることが明確化され、法律婚の夫婦と同様の支援を受ける法的根拠が整備された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S1Q8I1S2P1Z0S1E6O3U7S3Y9A4W8Y5

【中国】裁判官法と検察官法の改正

2019年4月23日、裁判官及び検察官の職責、権利義務、資格要件、任免、考課等について規定する裁判官法と検察官法がそれぞれ全面的に改正された（いずれも同年10月1日施行）。改正前後で章構成と条数は、裁判官法が全17章53か条から全8章69か条へ、検察官法が全17章56か条から全8章70か条へと改められた。今回の法改正は、習近平政権が強力に推進する司法制度改革の重要な成果の1つとされる。一般公務員との区別が一部不明確であった裁判官・検察官の資格要件に関しては、国家統一法律職業資格試験に合格すること、大学学部卒（法学士）以上の学歴を有することのほか、5年（法学修士は4年、法学博士は3年）以上の法律関係業務経験を有することが義務付けられた。裁判官・検察官それぞれに、定員制による管理を実施することも規定された。裁判官・検察官の身分保障規定も拡充され、職務遂行において行政機関、社会团体及び個人から干渉されないこと、職業の尊厳と身体の安全が法律により保護されること、本人とその近親者に対する攻撃や報復を行ってはならないこと等が明記された。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2019-04/24/592_233744.html

・ http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2019-04/24/592_233746.html

【中国】ヒト遺伝資源管理条例の制定

2019年5月28日、中国国内のヒト遺伝資源（人体のゲノム、遺伝子等を含む器官、組織、細胞等とそのデータ）の管理について規定するヒト遺伝資源管理条例が公布され、同年7月1日から施行された。1998年のヒト遺伝資源管理暫定規則（全6章26か条）の施行から20年を経て、同規則の規定内容が全面的に見直され、立法レベルも1ランク上の行政法規に改められた。条例は、国内のヒト遺伝資源に対する効果的保護と合理的利用により、公衆の健康、国の安全及び公共の利益を守ることを目的とし、総則、採取及び保存、利用及び対外提供、サービス及び監督、法的責任、附則の全6章47か条から成る。①重要な遺伝家系や特定地域のヒト遺伝資源の調査に係る登録申告制度の実施、②提供者のプライバシー尊重と事前同意の取得義務、③国家ヒト遺伝資源保存基盤システムの整備と関係機関への開放のほか、④外国機関等に対して、中国国内でのヒト遺伝資源の採取・保存と国外への提供を禁止し、中国のヒト遺伝資源を研究に利用するときは中国の機関等との共同実施を義務付けること等が盛り込まれている。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ http://www.chinalaw.gov.cn/government_public/content/2019-06/10/593_236557.html

【オーストラリア】オンライン上の暴力的動画等の共有に対する規制

2019年3月15日にニュージーランドのクライストチャーチで発生したモスク銃撃事件において、犯行の様子がストリーミング配信され、ソーシャルメディア等で拡散した。こうした事態を受け、2019年4月5日、2019年刑法典改正（忌まわしい暴力的素材の共有）法（Criminal Code Amendment (Sharing of Abhorrent Violent Material) Act 2019）（2019年法律第38号）が成立した（翌日施行）。同法は、オーストラリア国内のインターネット・サービス、ホスティング・サービス又はコンテンツ・サービスの事業者に対して、当該サービス上で暴力的な動画等の素材が記録又はストリーミングされていることを発見した場合、適時にオーストラリア連邦警察へ通報し、併せて当該素材を消去し又はホスティングを停止することを義務付ける。また、オーストラリア人のインターネット上の安全を監督するネット安全コミッショナー（eSafety Commissioner）には、当該素材を配信する事業者に対して、消去又はホスティングの停止を求める書面による通告を発する権限を付与する。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2019A00038>